

多賀城市監査委員告示第9号

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和元年5月28日

多賀城市監査委員 佐伯 光時
多賀城市監査委員 根本 朝栄

記

1 監査の実施日

対象	監査実施日
市長公室 (市民文化創造局分を含む)	平成31年4月18日(木)

2 監査の範囲 平成30年度の財務事務及び事務事業の執行

3 監査の着眼点 平成30年度の財務事務及び事務事業の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

4 監査の結果 別紙のとおり

平成31年4月実施 定期監査結果

対 象	市長公室
実 施 日	平成31年4月18日（木）
1 特別指摘事項	なし
2 指摘事項	なし
3 指導事項	なし

対 象	市民文化創造局
実 施 日	平成31年4月18日（木）
1 特別指摘事項	なし
2 指摘事項	なし
3 指導事項	東大寺展実行委員会残余財産分配金（出資分）に係る歳入調定について、調定の根拠とした書類は、正式な文書であるかどうか不明である。